

令和 2 年 5 月 29 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PET ボトル事業部

入札時における財政的基礎審査について

1. 目的

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「協会」という。）は、再商品化業務を委託する再生処理事業者が、「事業者登録規程」第 1 条一に記載の「法第二十一条第一項に規定する指定法人の委託を受けて法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること」であることを確認するために、財政的基礎審査を行います。

PET ボトルについては、有償落札がほとんどであり、協会に売掛債権、再生処理事業者に売掛債務が発生するため、入札から落札選定にかけての時期に財政的基礎審査を行い、債権保全策（限定根保証、担保等）が必要とされた事業者につきましては、再商品化実施委託契約期間中の債権保全策を講じていただきます。

2. 財政的基礎審査

（1）該当する再生処理事業者

当年度全登録事業者

（2）実施方法

財政的基礎審査は、再生処理事業者から提出された財務諸表を分析して行います。

再生処理事業者が提出する財務諸表は、以下のとおり。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 販売管理費内訳書
- ④ 製造原価内訳書
- ⑤ 株主資本変動明細書

※直近の決算から半年間経過している再生処理事業者にあつては、合計残高試算表一式(貸借対照表、損益計算書、販売管理費内訳書、製造原価内訳書)を提出していただきます。

(3) 令和2年度下期 契約締結に向けた財政的基礎審査スケジュール

令和2年6月1日(月) REINSで財務諸表の提出を依頼

令和2年6月24日(水) 財務諸表の提出期限

(4) 財務関係ヒアリングについて

財政的基礎審査の結果、必要と判定された再生処理事業者に財務関係のヒアリングを実施する場合がございます(日程については別途連絡)。

財政的基礎審査や財務ヒアリングの結果、登録要件である財政的基礎を喪失と判断される場合、又は債権保全策が講じることができない場合は、入札無効となる場合がございます。

以上